

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年6月29日認可した。

令和5年7月7日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）向井第一地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浅堀地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）古水3号地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川東地区